

安全設備規則

規則

2016 年 第 1 回 一部改正

2016 年 6 月 30 日 規則 第 35 号

2016 年 2 月 5 日 技術委員会 審議

2016 年 2 月 22 日 理事会 承認

2016 年 6 月 24 日 国土交通大臣 認可

2016 年 6 月 30 日 規則 第 35 号
安全設備規則の一部を改正する規則

「安全設備規則」の一部を次のように改正する。

改正その 1

4 編 航海設備

2 章 航海設備

2.1 航海設備

2.1.7 自動衝突予防援助装置 (ARPA)

-1.を次のように改める。

-1. 総トン数 10,000 トン以上の船舶には、船舶の対水速力及び対水距離を表示する装置に接続された自動衝突予防援助装置を備えなければならない。この装置の表示器は、少なくとも ~~240~~ 個の物標を自動的にプロットし、また、他の設備によりその使用が妨げられるおそれのない船橋の適当な場所に設置されなければならない。

附属書 4-2.1.5 電子プロットイング装置 (EPA)

(IMO 決議 MSC.64(67) ANNEX 4 appendix 2)

1.2 性能要件

1.2.1 一般

-1.を次のように改める。

-1. 電子プロットイング装置は、レーダー表示器に少なくとも ~~4~~20 個の物標をプロットすることができる手段を設けること。

附属書 4-2.1.6 自動物標追跡装置 (ATA)

(IMO 決議 MSC.64(67) ANNEX 4 appendix 1)

1.2 性能要件

1.2.3 追尾

-1.を次のように改める。

-1. 自動物標追跡装置は、少なくとも ~~4~~30 個の物標を自動的に追尾、処理し、これらを同時に表示するとともに、連続してこれらの情報を更新できるものであること。

附属書 4-2.1.7 自動衝突予防援助装置（ARPA）（*IMO* 決議 A.823）

1.2 性能要件

1.2.3 追尾

-1.を次のように改める。

-1. 自動衝突予防援助装置は、捕捉が自動であるか手動であるかにかかわらず、~~240~~ 個の物標を自動的に追尾，処理し，これらを同時に表示するとともに，連続してこれらの情報を更新するものであること。

附属書 4-2.1.31 の表題を次のように改める。

附属書 4-2.1.31 船舶長距離識別追跡装置 (LRIT System)

(IMO 決議 MSC.210(81) ~~MSC.210(81)~~ MSC.210(81))

附 則

1. この規則は、2016 年 6 月 30 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日より前に船舶に搭載される電子プロットング装置、自動物標追跡装置、自動衝突予防援助装置及び船舶長距離識別追跡装置については、なお従前の例によることができる。

2 編 検査

1 章 通則

1.4 安全設備の保守点検

1.4.2 を次のように改める。

1.4.2 機器等の整備等

~~4~~ 次に掲げる機器等については、本会の整備基準に従って、本会の検査員の立会のもとで整備を行わなければならない。ただし、本会が適当と認める整備事業者により整備を行う場合にあっては、このかぎりではない。

- (1) 膨脹式救命いかだ、救命浮器（膨脹式）及び水圧式離脱装置
- (2) 膨脹型及び複合型救助艇
- (3) 海上脱出装置
- (4) 膨脹式救命胴衣
- (5) 膨脹式の救命いかだ支援艇
- (6) ナブテックス受信機
- (7) 高機能グループ呼出受信機
- (8) VHF デジタル選択呼出装置
- (9) VHF デジタル選択呼出聴守装置
- (10) デジタル選択呼出装置
- (11) デジタル選択呼出聴守装置
- (12) 浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置及び非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置
- (13) レーダー・トランスポンダー及び AIS-SART
- (14) 持運び式双方向無線電話装置及び固定式双方向無線電話装置
- (15) 航海用レーダー
- (16) 自動衝突予防援助装置
- (17) 電子プロットング装置
- (18) 自動物標追跡装置
- (19) 船舶自動識別装置
- (20) 航海情報記録装置（簡易型航海情報記録装置を含む。）

~~(1721)~~ その他本会が必要と認める安全設備

~~2. 特に規定されない限り、船舶自動識別装置の点検及び保守を第三者が行う場合には、当該第三者は、本会が適当と認める事業所でなければならない。~~

~~3. 特に規定されない限り、航海情報記録装置（簡易型航海情報記録装置を含む。）の整備を第三者が行う場合には、当該第三者は、本会が適当と認める事業所でなければならない。~~

3 章 年次検査

3.2 安全設備の年次検査

3.2.4 安全設備の整備確認

-2.を次のように改める。

-2. ~~1.4.2-1~~に掲げる機器等の整備について、本会の整備基準に従って、本会の検査員の立会のもとで機器が適正に整備されていることを確認する。~~また、船舶自動識別装置及び航海情報記録装置（簡易型航海情報記録装置を含む。）については、1.4.2-2.及び3.に適合していることを確認する。~~

表 3.2 を次のように改める。

表 3.2 安全設備の現状検査

検査項目	確認事項
(省略)	
GMDSS 設備	現状良好であることを確認する。ただし、作動させて確認することが困難な場合には、記録によって確認して差し支えない。なお、当該確認のための作動を第三者が行う場合には、当該第三者は、本会が適当と認める事業所者でなければならない。
航海情報記録装置	試験所が発行する証明書を基に有効期限等を確認する。 1.4.2-3 に規定する事業所者により適正な年次性能試験が実施されていることを確認する。
船舶自動識別装置	承認された検査員又は 1.4.2-2 に規定する事業所者により適正な年次性能試験が実施されていることを確認する。 試験結果報告書を基に有効期限等を確認する。

附 則

1. この規則は、2016 年 7 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日より前に本会の承認を受けた事業所にあつては、当該承認の有効期限の満了日又は 2019 年 6 月 30 日のいずれか早い日までは、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

安全設備規則検査要領

要
領

2016 年 第 1 回 一部改正

2016 年 6 月 30 日 達 第 36 号

2016 年 2 月 5 日 技術委員会 審議

「安全設備規則検査要領」の一部を次のように改正する。

2 編 検査

1 章 通則

1.4 安全設備の保守点検

1.4.1 を次のように改める。

1.4.1 一般

規則 2 編 1.4.1-4.にいう「本会が適当と認める方法」とは、国際航海に従事する総トン数 500 トン以上の船舶にあつては、*IMO MSC.1/Circ.1206/Rev.1* に従った方法をいう。この規定の適用上、救命艇、進水装置、自動離脱フック及び負荷離脱装置の整備及び保守を第三者が行う場合には、当該第三者は、1.4.2-23.(1)に規定するものとすること。ただし、1.4.2-3.(1)に規定するものの利用が困難な場合にあつては、事業所承認規則に基づき本会が承認した事業所、主管庁の代行権限を有する他の団体が承認した事業所又は主管庁が適当と認める事業所として差し支えない。

1.4.2 を次のように改める。

1.4.2 機器等の整備等

-1. 規則 2 編 ~~1.4.2-1.~~にこの規定の適用上、~~膨脹式救命いかだ、水圧式離脱装置、膨脹型救助艇、海上脱出装置及び膨脹式救命胴衣~~規則 2 編 1.4.2(1)から(20)に掲げる機器等（膨脹式救命胴衣を除く。）の整備を本会の検査員の立会のもとで行う場合であっても、当該整備を第三者が行う場合には、当該第三者は、次の~~23.(1)~~又は(2)に規定するものとすること。ただし、次の~~3.(1)~~又は(2)に規定するものの利用が困難な場合にあつては、次の(1)又は(2)に規定するものとして差し支えない。

(1) 救命浮器（膨脹式）、複合型救助艇及び膨脹式の救命いかだ支援艇の場合、主管庁の代行権限を有する他の団体が承認した事業所又は主管庁が適当と認める事業所。ただし、当該事業所が利用可能でない場合にあつては、この限りではない。

(2) 救命浮器（膨脹式）、複合型救助艇及び膨脹式の救命いかだ支援艇以外の機器等の場合、事業所承認規則に基づき本会が承認した事業所、主管庁の代行権限を有する他の団体が承認した事業所又は主管庁が適当と認める事業所。

-2. 規則 2 編 1.4.2 の規定の適用上、膨脹式救命胴衣の整備を本会の検査員の立会のもとで行う場合であっても、当該整備を第三者が行う場合には、当該第三者は、事業所承認規則に基づき本会が承認した事業所、主管庁の代行権限を有する他の団体が承認した事業所又は主管庁が適当と認める事業所として差し支えない。

~~23.~~ 規則 2 編 ~~1.4.2-4.~~に規定する「本会が適当と認める整備事業者」とは、次の(1)及び(2)

に規定するものをいう。

- (1) 船舶安全法第6条の3に基づき国土交通大臣の認定を受けた事業場（整備認定事業場）又は附属書Hの規定に基づき管海官庁が承認した降下式乗込装置の整備を行う特定のサービス・ステーション。
- (2) 国土交通省「船舶検査の方法」附属書Hの規定に基づき管海官庁が承認したGMDSS設備の整備を行うサービスステーション及び航海用レーダー等の装備工事及び整備を行う事業場。

~~3. 規則2編1.4.2.2.に規定する「本会が適当と認める事業所」とは、国土交通省「船舶検査の方法」附属書Hの規定に基づき管海官庁が承認した航海用レーダー等の装備工事及び整備事業場をいう。~~

~~4. 規則2編1.4.2.3.に規定する「本会が適当と認める事業所」とは、国土交通省「船舶検査の方法」附属書Hの規定に基づき管海官庁が承認した航海用レーダー等の装備工事及び整備事業場をいう。~~

3 章 年次検査

3.2 安全設備の年次検査

3.2.2 を次のように改める。

3.2.2 安全設備の検査

規則 2 編 3.2.2 表 3.2 でいう、「本会が適当と認める事業所者」とは、1.4.2-23.(2)に規定するものをいう。ただし、1.4.2-3.(2)に規定するものの利用が困難な場合にあつては、事業所承認規則に基づき本会が承認した事業所、主管庁の代行権限を有する他の団体が承認した事業所又は主管庁が適当と認める事業所として差し支えない。

3.2.4 を次のように改める。

3.2.4 安全設備の整備確認

-1. 規則 2 編 3.2.4-3.に規定する「本会が適当と認める整備事業者」とは、次の(1)又は(2)をいう。

(1) 膨脹式救命胴衣以外の機器等の場合、1.4.2-23.(1)又は(2)に規定によるものをいう。ただし、1.4.2-3.(1)又は(2)に規定するものの利用が困難な場合にあつては、次の(a)又は(b)に規定するものとして差し支えない。

(a) 救命浮器（膨脹式）、複合型救助艇及び膨脹式の救命いかだ支援艇の場合、主管庁の代行権限を有する他の団体が承認した事業所又は主管庁が適当と認める事業所。

(b) 救命浮器（膨脹式）、複合型救助艇及び膨脹式の救命いかだ支援艇以外の機器等の場合、事業所承認規則に基づき本会が承認した事業所、主管庁の代行権限を有する他の団体が承認した事業所又は主管庁が適当と認める事業所。

(2) 膨脹式救命胴衣の場合、事業所承認規則に基づき本会が承認した事業所、主管庁の代行権限を有する他の団体が承認した事業所又は主管庁が適当と認める事業所をいう。

-2. 規則 2 編 3.2.4-4.及び-6.に規定する「本会が適当と認める整備事業者」とは、1.4.2-23.(1)に規定するものをいう。ただし、1.4.2-3.(1)に規定するものの利用が困難な場合にあつては、事業所承認規則に基づき本会が承認した事業所、主管庁の代行権限を有する他の団体が承認した事業所又は主管庁が適当と認める事業所として差し支えない。

附 則

1. この達は、2016 年 7 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日より前に本会の承認を受けた事業所にあつては、当該承認の有効期限の満了日又は 2019 年 6 月 30 日のいずれか早い日までは、この達による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。